

ら次のことがわかる。江戸の伏見屋庄兵衛に天明年間よりの借金一七五五両、大坂の商人たち（平野屋五兵衛ら）に文政十三年以降滞っている借銀一二〇貫目がある。また、当時支払い中の借金もあった（元金合計およそ二万五四五七両で、一〇〇―三〇年賦、最高額の債権者は三村清右衛門）。これら以外の上方の借銀、すなわち大坂の銀主への借銀一万九六一九貫余を安政元年（二八五四）より一カ年七八貫余の支払いで、京の銀主への借銀一一三一貫余りのものを同じく一カ年四貫余の支払いで、二五〇年賦にすることで話をつけている。この銀主には平野屋（高木）五兵衛をはじめ松屋・加嶋屋・大庭屋・高池・天王寺屋・天野屋などであった。

また江戸商人に対する借銀整理も行った。そして、領外の借銀整理とともに、領内の借銀の整理も行った。天保九年（一八三八）十一年（一八四〇）の御用借金に対して、元金据え置き年三朱の利子を支払ってきいたが、この安政元年より、二五〇年賦にすることを御用借金を差し出した者へ通達した。これらは事実上の借金踏み倒しであった。そして、後述するように、国産政策を通じて今度は日田の御用達の千原家との関係を深めていくのである。

三 国産政策

嘉永の国産政策

天保期の国産政策は藩札の下落のみならず、農民側の抵抗もあって国産会所を数回改廃を繰り返し、絶えず農民的商品生産・流通の成果を吸収しようとして試みたが、結局うまくいかなかった。

嘉永四年（一八五二）、国産御用掛に郡代をはじめ、仲津・田川郡の筋奉行と大庄屋を中心に任命し、これに仲津郡大橋の柏木勘八郎を加えて、藩営の御用板場を経営する仕法をたてた（長井手永大庄屋文書一四）。

この仕法は、仲津郡大橋の豪商である柏木に藩営の御用板場を委ね、また田川郡にも御用板場が一カ所設けられて、大庄屋を中心に榎実の仕入れがなされ、嘉永六年より生蠟生産が開始された。

安政の国産仕法
安政元年（一八五四）には嘉永の国産仕法の存続を中核として、小倉藩全域にわたる産物の流通統制を行ったものである。かなり長くなるが、その史料を示しておく（「長井手

永大庄屋日記」嘉永七年）。

一、領内諸産物並びに米穀は一切、最寄りの会所へ持ち出すこと。会所は小倉・行事（京都郡）・宇島（上毛郡）の三カ所に設置し、田川郡・築城郡はそれぞれ一カ所取次所を置く。

一、米穀は会所買入れ高の内二割を非常手当てとして郡々弁利宜所へ残し置き、豊凶を見定めた上で売り払うこと。

一、振り手形之外、郡要用米・商用米とも他所売りの場合は是迄通り願書を差し出し、会所へ申し出て代銀の内「式歩」益銀を納め、勝手売りをする事。尤も運上銀は石二付「三步」極めのこと。

一、生蠟為替の貸付値段の八割渡しとし、仕切り書到着の上清算、銭渡しのこと。

但、生蠟御益銀として「金目一步」を納めること。これは^{〔安政元年〕}寅年の榎実を生蠟に打ち立てた上でのこと。

一、生蠟は大坂・下ノ関に問屋を立てて送るが、外問屋へ直売致したい者は引受問屋より掛け渡し、口

錢銀半高宛にて仕切渡すこと。

一、葛・卵・楮・苧其外諸産物を他所売り致したい者は会所へ届け出、仕切銀の内より「式歩」益銀を納めること。

一、会所にて買い切りの品は現荷物取り組みとし、代札は郡渡しとする事。

一、櫛値段は十二月中旬極めとし、引き当て見合いの札を渡し置く。

一、櫛実仲買札なくては櫛の買い集めは出来ない。櫛の抜け売りの禁止。

一、会所懸かり諸産物の川口運上は、仕切銀の内より会所へ取り立てること。会所取り扱いてない品は是迄通り、出入り共、川口番所で運上を取り立てる。

一、板場職の者で櫛実買入れ資金の前借りを望む者へは、身元に応じ貸し渡す。

一、諸産物積み出しを許された者は、会所証拠を所持し積み出すこと。

このように、諸産物は会所を通して大坂もしくは下関の指定問屋に送るが、他所売りも願ひ出れば許可され、会所益銀として式歩を納めればよかった。小倉藩は、流通段階を規制してそより利潤を得ようとし、また生蠟為替の貸し付けを行って、清算を錢札でした。会所で買い上げの荷物の支払いも藩札でした。この仕法の掛の役人および、商人についての名前が記載されていないが、藩の元方・郡方役所の役人と次の商人を中心としたものであらうと推測される。堤平兵衛・柏木勘八郎・万屋助九郎の三商人である。それに、森貞右衛門・玉江彦右衛門などであらう。いずれの商人も、在郷の豪商である。堤は京都郡行事村に、柏木は仲津郡大橋村に、万屋は上毛郡宇島に拠点をもっていた。森貞右衛門は仲津郡国作手永の大庄屋である。玉

江彦右衛門は、京都郡行事村の豪商「飴屋」のことである。

この産物会所仕法は日田（現大分県日田市）の千原幸右衛門家の融資によって始まった。千原家は寛政五年（一七九三）に幕府の掛屋を拝命した日田の有数の豪商である（後述）。

ところが、産物の集荷は悪く、村役の者にも周知徹底していなかった。また再三にわたって抜け売り禁止令が出された。さらに、仕法が大坂などで売り払い後に勘定清算がなされ、領内での代金の受取は藩札であったこと、従前の商取引が継続していたためでもあった。

この政策の中心的な産物は生蠟と米穀であった。生蠟の清算にあたって収益をあげようとすれば、当然値の値段に左右される。藩は大坂相場を参考にして買い取り値段を決めて仲買に購入させるように改善した。米穀は買米制度といい、天保四年（一八三三）の国産方でも積極的に行われており、その後もしばしば見受けられた。嘉永七年（安政元年＝一八五四）には、江戸表異国船警固に関連して米の買い上げが命じられた。安政二年（一八五五）八月には、六郡で八二〇〇石の散米（農民の余剰米）の買い上げの指示が出た。翌年にも、散米四〇〇〇石の買い立てが出された。

この国産政策は、一応成功した模様である。

制 産 方

制産方は産物会所の下部組織であったと思われる。嘉永七年（安政元年）甘藷の栽培を柏木勘八・堤平蔵に命じて京都郡・仲津郡の荒地・荒れ畑に植えさせている。安政二年八月に

は制産方仕入れの稲扱きを小倉八百屋町米屋仁右衛門に売り捌きを命じた（六角家文書「安政二より公私諸用録」）。安政四年に瓜侶根・宿砂・桔梗など一一種の菓草の栽培をすすめ、菓種の大坂登せを行った。売菓に

ついては、従来越中富山の葉種屋権七・肥前田代の井丸屋順平・摂州梶原村の辻本儀右衛門の三人に領内販売を許可していたが、これを禁止し、領内医師たちに製薬を命じ、風邪や風疹の流行の際には困窮者に対して施薬を行った。また、島村は米の品種改良にも関心を示し、遠国より新種を取り寄せてもいる。同五年には早稲の品種「占城稲」の試作が行われた。このようにこの制産方は、主として勸農政策・社会福祉的な政策を遂行する部署であった。

以上のように、島村によって強引な財政政策がとられつつあったが、安政四年（二八五七）五月に島村が罷免されることで彼の主導による改革は終わつたが、国産政策・日田の豪商千原との関係は継続されていた。

四 安政の改革後の藩政

安政改革後 安政五年（二八五八）一月には、安政二年以来の不安定な米の収穫で年貢収納も思わしくな
の産物会所 いたところから掛米が予定されていたが、どうにか実施せずに済んだ。こうした中で、安政の
産物会所仕法は修正されて遂行された。

万延元年（二八六〇）、いままで問題であった榷実値段の取り決めが入札制度に改められた。その修正点は、
①他国の者が落札した場合は積み出しを許可する、②他国の者が落札した場合、定法通り益銀運上を産物会
所に納入すること、③その他であった。これは、従来の流通機構を認め、円滑化を図りながら、統制しよ